

令和3年度秋田支部事業計画及び保険者機能強化予算(案)

令和3年度秋田支部事業計画(案)

【協会けんぽの理念】

○基本使命

協会は保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る。

○キーコンセプト

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

【秋田支部の役割】

協会けんぽの理念に基づき、地域の実情を踏まえた取組みを推進し、加入者ひいては県民の健康増進に寄与する。

目 次

事業内容	頁
1. 基盤的保険者機能関係	
(1)健全な財政運営	5
(2)サービス水準の向上	5
(3)限度額適用認定証の利用促進	5
(4)現金給付の適正化の推進	5
(5)効果的なレセプト内容点検の推進	6
(6)柔道整復施術療養費の照会業務の強化	6
(7)あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進	6
(8)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	6
(9)被扶養者資格の再確認の徹底	7
(10)オンライン資格確認の円滑な実施	7
(11)業務改革の推進	7
2. 戦略的保険者機能関係	
(1)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>※	8
(2)関係機関等との協力連携による健康づくり事業の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>	10
(3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>	10
(4)広報の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>	11
(5)ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ>	11
(6)インセンティブ制度の実施<Ⅱ、Ⅲ>	11
(7)地域の医療提供体制等への働きかけや意見発信<Ⅱ、Ⅲ>	12
(8)調査研究の推進 <Ⅰ、Ⅲ>	12

※戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標・・・「Ⅰ 加入者の健康度の向上」、「Ⅱ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ 医療費等の適正化」

目次

事業内容	頁
3. 組織・運営体制関係	
(1)人事・組織に関する取組	13
(2)内部統制に関する取組	13
(3)その他の取組	13

次頁の実施内容等に記載の「KPI：Key Performance Indicator（重要業績評価指標）」とは、成果（アウトカム）を見据えた目標のことで、どのような取組みを実施したか（アウトプット）のみで評価を行うのではなく、その取組みによって何がどの程度変わったかという成果（アウトカム）において評価を行う。

分野	実施内容等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>(2) サービス水準の向上※予算案②-3</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.1%以上とする</p> <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進※予算案②-3</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関等に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

分野	実施内容等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(5) 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 <p>■ KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>(6) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 <p>■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査手順の標準化を推進する。 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>

分野	実施内容等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底※予算案①-3</p> <ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 • 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 • 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を96.1%以上とする</p> <p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 <p>(11) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 • 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化</p> <p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・ 加入者の健康・医療データをもとに分析を行い、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ※予算案③-1～③-8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体・労働局・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・その他関係団体に協力を要請しながら特定健診受診率等の向上に最大限努力する。 ・ 生活習慣病予防健診については、新規医療機関の開拓や、すでに契約している医療機関の実施件数の増加を図る。 ・ 事業者健診データ取得については、トップセールスや県・労働局・県医師会・社会保険労務士会・商工会議所・その他関係団体の協力を得て効果的なデータ取得に努める。また、データの取得から入力作業を民間業者へ委託し、効率的な取得を図る。 ・ 被扶養者の特定健診については、被扶養者にとって受診しやすい環境を提供するため、ナッジ理論*⁸等を活用した受診勧奨や各地区でのオプション項目を追加した集合健診の実施回数の拡大、市町村で行うがん検診との同時受診などの連携を強化する。併せて、郡市医師会の協力のもと、医療機関側から未受診者に対して受診勧奨を実施する。 <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を51.3%以上とする ② 事業者健診データ取得率を17.4%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を33.4%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 ※予算案④-1～④-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診当日に初回面談の実施及び分割実施ができるよう健診実施機関へ働きかける。 ・ 事業所の業態区分別・市町村別健診データ等の分析結果を活かし、健康課題の特性を見極めながら、関係団体と連携して保健指導を推進する。 ・ 対象者に特定保健指導の重要性を認識していただくよう積極的な啓発活動に取り組む。

分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> • 被保険者・被扶養者の保健指導終了者の増加を図るため、積極的に外部委託を促進するとともに、被扶養者については集合健診時や健診実施後に特定保健指導を実施する。 • 被扶養者を対象にナッジ理論を活用した特定保健指導の受診勧奨を実施する。 • 保健指導委託機関との合同研修会等を開催して積極的に情報発信を行い、保健師・管理栄養士のスキルの底上げを図ることによって加入者の健康度を高める。 • 支部保健師・管理栄養士のスキルの向上とPDCAを意識した事業を展開するため、チームカンファレンスによる情報交換や研修会の機会を設け、特定保健指導の継続率の向上を図る。 <p>■ KPI:① 被保険者の特定保健指導の実施率を32.9%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を16.3%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進※予算案⑤-1～⑤-2</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現役世代の重症化予防対策として、eGFR値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目し、医療機関受診率をより高めていくべく積極的に民間業者へ委託し、未治療者への受診勧奨を確実に実施する。 • 事業所訪問時やあらゆる機会をとらえて、支部保健師・管理栄養士による受診勧奨を実施する。 • 糖尿病性腎症に係る重症化予防については、県で作成するプログラムと大館市立病院等で実施している事業に関して医師会の協力のもと効果的に実施し、糖尿病腎症による透析を予防もしくは延期し、加入者にとってのQOLを維持することで健康寿命の延伸を図る。 • 健診実施当日、高血圧値が異常値を示す受診者に対してリーフレットを配布し、医療機関による受診勧奨を実施する。 <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合11.8%以上とする</p> <p>iv) コラボヘルスの推進※予算案⑥-1～⑥-2、⑦-1、⑧-2～⑧-4</p> <ul style="list-style-type: none"> • 経済団体や関係機関等と連携し、健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組みの質を向上させる観点から、宣言後のフォローアップの強化を図る。 • 「健康経営宣言」事業を活用し、県や関係団体との連携を深め、共同で保健事業の実効性を高める。 • コラボヘルスの推進を図るため、協定締結先と共に加入者の健康管理の支援活動を実施する。

分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> • 事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）*⁹」を活用した事業主への働きかけを行う。更に、加入事業所へ「健康経営宣言」を勧奨し、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。 • 加入者のヘルスリテラシーを高めるため、禁煙・減塩・運動に関する動画やポスター等を作成して広報を行う。 <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,300事業所以上とする。</p> <p>（2）関係機関等との協力連携による健康づくり事業の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ※予算案⑧-1、⑧-5</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自治体・医療関係団体・各業界団体等と締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施する等連携推進を図る。併せて協定の締結先の拡大を図る。 <p>（3）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ※予算案②-4</p> <ul style="list-style-type: none"> • 健康保険委員を通じたWEBによる加入者アンケート調査を実施し、加入者の理解度の現状を把握するとともに、啓発的要素を取り入れ、さらなる理解度の向上を図る。 • 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を52.5%以上とする</p> <p>（4）広報の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ※予算案②-1～②-2、②-5、②-6</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定期発行物などの紙媒体による広報のほか、ホームページやメールマガジンの広報内容を充実させる。更に、幅広く情報発信するため、WEBを通じた広報を強化する。 • 中小企業関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進めるための効果的な啓発活動を実施する。

分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>(5) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉 ※予算案①-1、①-2</p> <p>＜課題分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」によりに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シール等の配布にも着実に取り組むとともに、ジオターゲティングによるWEB広告を使ってターゲットを絞った効果的な広報を実施する。 東北厚生局、秋田県、医療関係団体、他の保険者等と連携した取組を実施する。 <p>＜その他の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、意見発信を行っていく。 <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする。</p> <p>(6) インセンティブ制度の実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ※予算案①-1</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 <p>(7) 地域の医療提供体制等への働きかけや意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉 ※予算案①-1、②-5</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を全支部で実施する</p> <p>(8) 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> • 加入者の健康度の向上や医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、大学等の外部有識者の協力を得ながら分析を実施する。

分野	実施内容等
3. 組織・運営 体制関係	<p>(1) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>② OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>(2) 内部統制に関する取組</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。 <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。 <p>(3) その他の取組</p> <p>① 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>

KPI一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI			参考:実績	
		令和3年度	令和2年度	令和2年度	令和元年度末
(1) サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況 ② 現金給付等の申請に係る郵送化率	① 100% ② 95.1%	① 100% ② 90.7%	① 100% <small>(令和2年11月時点)</small> ② 95% <small>(令和2年11月時点)</small>	① 100% ② 86.2%
(2) 効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※) ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額 <small>(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額</small>	① 対前年度以上 ② 対前年度以上	① 対前年度以上 ② -	① 0.186% <small>(令和2年10月時点)</small> ② 4,352円 <small>(令和2年12月時点)</small>	① 0.194% ② -
(3) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請割合	対前年度以下	対前年度以下	1.31% <small>(令和2年11月時点)</small>	1.24%
(4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率 ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率	① 対前年度以上 ② 対前年度以上	① 96.4% ② 対前年度以上	① 97.74% <small>(令和2年.11月時点)</small> ② 68.41% <small>(令和2年.11月時点)</small>	① 96.2% <small>(令和2年.1月時点)</small> ② 85.83%
(5) 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	96.1%	94.6%	63.6% <small>(令和2年.11月時点)</small>	95.9%

KPI一覧表

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI			参考:実績	
		令和3年度	令和2年度	令和2年度	令和元年度末
(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診受診率	① 51.3%	① 51.3%	① 31.3% <small>(令和2年10月時点)</small>	① 51.2%
	② 事業者健診データ取得率	② 17.4%	② 16.2%	② 8.7% <small>(令和2年10月時点)</small>	② 15.2%
	③ 被扶養者の特定健診受診率	③ 33.4%	③ 33.6%	③ 11.7% <small>(令和2年10月時点)</small>	③ 25.5%
(2) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率	① 32.9%	① 29.5%	① 10.9% <small>(令和2年10月時点)</small>	① 28.5%
	② 被扶養者の特定保健指導の実施率	② 16.3%	② 13.1%	② 3.0% <small>(令和2年10月時点)</small>	② 12.3%
(3) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	11.8%	12.9%	12.06% <small>(令和2年9月時点)</small>	9.5%
(4) コラボヘルスの推進	健康経営宣言事業所数	1,300事業所	—	1,194事業所 <small>(令和2年11月時点)</small>	1,010事業所
(5) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	52.5%	51.0%	51.7% <small>(令和2年9月時点)</small>	49.2%
(6) ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(※) ※医科、DPC、歯科、調剤	対前年度以上	81.4%	81.0% <small>(令和2年8月時点)</small>	80.8%
(7) 医療供給体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信	全支部で実施	全支部で実施	—	38支部で実施

KPI一覧表

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	KPI			参考:実績	
		令和3年度	令和2年度	令和2年度	令和元年度末
(1)費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20%以下	20%以下 前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。	0% (令和2年12月時点)	26.2%(全国)

【用語集】

○保険者機能強化アクションプラン*1

協会けんぽの中期計画(3年)のことで、令和3年度から第5期がスタートする。協会けんぽ自身の行動計画として位置づけられ、着実に実行していくことにより、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。保険者機能には基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の二つの類型に大別できる。まず、基盤的保険者機能は、保険者としてもととの基本的な業務・機能であり、レセプト(診療報酬明細書)や現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。もう一つの戦略的保険者機能は、近年特に保険者に求められている機能で、事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「Ⅰ 加入者の健康度の向上」、「Ⅱ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ 医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図ることを目的としている。

○データヘルス計画*2

レセプト(診療報酬明細書)データや特定健診等結果データを活用し、加入者の健康特性に応じて、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する計画のこと。第1期の計画策定期間は平成27年度～平成29年度であったが、第2期は計画策定期間を3年から6年に延長し、平成30年度～令和5年度となっている。

○医療提供体制*3

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題となっている。

○レセプト点検*4

医療機関等から送付されたレセプト(診療報酬明細書)に記載されている内容について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうかを審査・点検するもの。

○返納金債権*5

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後、協会けんぽの保険証を使用して医療機関を受診してしまった場合に、被保険者へ医療費のうち協会けんぽが給付していた分を請求すること。

○保険者間調整*6

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後で新たな保険資格が確認された場合に、被保険者の同意に基づき、旧保険者と新保険者の間で返納金の調整を行うこと。

○限度額適用認定証*7

医療機関等の窓口での医療費の支払いが高額になりそうな場合、あらかじめ申請により限度額適用認定証の交付を受けて医療機関等窓口で保険証と併せて提示すると、1か月(1日から月末まで)の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。

○ナッジ理論*⁸

ナッジ(nudge)とは「肘で軽く突く」という意味で、2017年にノーベル経済学賞を受賞したリチャード・セイラー教授が提唱した概念。行動経済学や行動科学分野において、人々が強制によってではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法を示す用語として用いられている。

○事業所健康度診断(事業所カルテ)*⁹

従業員の健診結果・医療費データを分析し事業所毎の健康課題を見える化したもの。

○健康保険委員*¹⁰

協会けんぽが委嘱。事業に関する周知・広報、各種申請に関する相談、健康づくりや健診など各種事業の推進、モニター等が主な活動内容になる。加入者と協会けんぽのパイプ(橋渡し)役として重要な役割を担っている。

○インセンティブ制度*¹¹

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与するというもの。具体的には、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点として全支部をランキング付けする。平成30年度に導入され令和2年度の保険料率から反映される。

令和3年度秋田支部保険者機能強化予算(案)

秋田支部保険者機能強化予算(案)

予算区分		支部予算枠	予算枠の算出基準
支部医療費適正化等予算	①医療費適正化対策経費	10,470千円	全体予算8億円を全支部一律に定額部分600万円を設定したうえで、残りを加入者数で按分し加算
	②広報・意見発信経費		
支部保健事業予算	③健診関連経費	38,152千円	全体予算40億円を40歳以上の加入者数で按分
	④保健指導委託経費		
	⑤重症化予防事業経費		
	⑥コラボヘルス事業経費		
	⑦情報提供ツール		
	⑧その他の保健事業経費		

秋田支部医療費適正化等予算(案)

千円未満切り上げ

区分		新規 継続	取組名	予算額	備考
① 医療費適正化対策経費	企画部門関係	継続	お薬手帳ホルダーを活用した医療費の有効活用に向けた広報の推進	574千円	
		新規	位置情報を活用したジオターゲティング広告によるジェネリック医薬品の効果的広報	1,694千円	
	業務部門関係	新規	被扶養者資格再確認業務の重要性周知の推進	440千円	
	小 計			2,708千円	
② 広報・意見発信経費	紙媒体による 広報	継続	納入告知書同封広報誌、総合パンフレットの作成	1,649千円	
		新規	限度額適用認定郵送申請セット、療養費装具郵送申請セット、任意継続郵送申請セットの作成	638千円	
	その他の広報	継続	WEBアンケートを活用した加入者理解度の向上	1,586千円	
		継続	WEB広告を用いた広報	2,634千円	
		新規	メールマガジンの魅力を高めるランディングページの作成	1,254千円	
	小 計			7,761千円	
合 計				10,469千円	

秋田支部保健事業予算(案)

千円未満切り上げ

区分	新規 継続	取組名	予算額	備考
③健診経費	継続	事業者健診データの提供に係る「同意書」の取得	46千円	
	新規	事業者健診結果データ取得等業務委託	7,002千円	
	継続	被扶養者に対する集団健診	1,707千円	
	継続	生活習慣病予防健診および特定健診の受診勧奨	1,927千円	
	継続	特定健診未受診者に対する受診勧奨	1,555千円	
	新規	ミニのぼりを利用した医療機関内での受診勧奨	464千円	
	継続	マスメディア等を利用した健診受診勧奨	3,669千円	
	継続	ターゲットを絞った特定健診の受診勧奨案内	1,587千円	
	継続	その他事務経費	42千円	健診実施機関実地指導旅費等
			小 計	17,996千円
④保健指導経費	継続	特定保健指導の実施率の向上	2,203千円	
	新規	被扶養者に対する効果的な特定保健指導の勧奨案内	584千円	
	継続	その他事務経費	2,411千円	中間評価時の血液検査費、保健指導用パンフレット作成等経費等
			小 計	5,198千円
⑤重症化予防経費	継続	未治療者に対する受診勧奨	4,063千円	
	継続	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	187千円	
			小 計	4,250千円

秋田支部保健事業予算(案)

千円未満切り上げ

区分	新規 継続	取組名	予算額	備考
⑥コラボヘルス事業経費	継続	健康経営宣言事業所等の宣言取組み支援	2,255千円	
	継続	運輸業団体と連携したコラボヘルス	546千円	
	小 計		2,801千円	
⑦情報提供ツール	継続	健康経営宣言の推進事業	838千円	
	小 計		838千円	
⑧その他保健事業経費	継続	地方自治体等と連携した健康づくりイベントによる啓発事業	529千円	
	継続	受動喫煙防止啓発による禁煙促進事業	421千円	
	新規	たばこの害や禁煙外来等に関する広報ポスターの作成	710千円	
	新規	WEB媒体を利用した県民ヘルスリテラシー向上	3,850千円	
	継続	歯と口腔の健康づくり事業	779千円	
	継続	その他事務経費	759千円	保健事業計画アドバイザー経費
	小 計		7,046千円	
合 計			38,129千円	

分野	支部医療費適正化等予算		
区分	①医療費適正化対策経費		
取組名	①-1 お薬手帳ホルダーを活用した医療費の有効活用に向けた広報の推進	①-2 位置情報を活用したジオターゲティング広告によるジェネリック医薬品の効果的広報(スマートフォンの位置情報を活用したWEB広告)	①-3 被扶養者資格再確認業務の重要性周知の推進(被扶養者資格確認状況リストの回収率100%を目指した取り組み)
区分 (新規・継続)	継続	【新規】	【新規】
事業目的	お薬手帳の携行率の向上、上手な医療のかかり方・インセンティブ制度の認知度の向上、ジェネリック医薬品の使用割合の向上	ジェネリック医薬品の使用割合の向上	被扶養者資格確認状況リストの回収率の向上
事業概要	お薬手帳を正しく使い、安全・安心にお薬を服用していただくための啓発ツールとしてお薬手帳ホルダーを作成し、事業所へ配布する。さらにジェネリック医薬品Q&A冊子や、上手な医療のかかり方・インセンティブ制度にかかる啓発チラシをお薬手帳ホルダーへ差し込んだ広報を行う。	ジェネリック医薬品の使用割合は特に5歳～39歳の階級で支部平均を下回っているため、若年層・中年層をターゲットとした広報を展開する。 若い世代ほど普及率が高いスマホを通じたWEB広告に着目し、スマホの位置情報を利用して、医療機関または薬局によく行っている人等を対象とした「ジオターゲティング広告」を実施する。 WEB広告からのアクセス先には、わかりやすく訴求力の高いランディングページを作成する。	被扶養者資格再確認は、拠出金及び保険給付の適正化を目的に毎年度実施している重要な業務である。被扶養者資格状況リストの回収率100%を目指した取り組みで、当該業務にかかる適用事業所への理解度を深めて状況リストの提出率を継続的に高い水準とするため、複数年度にわたり未提出となっている事業所へオリジナルリーフレット送付し、その後、電話にてリーフレットの内容説明を行う。
実施時期	通年	7～9月	下期
経費	574千円	1,694千円	440千円

分野	支部医療費適正化等予算			
区分	②広報・意見発信経費			
事業名	②-1 納入告知書同封広報誌の作成	②-2 総合パンフレットの作成	②-3 限度額適用認定郵送申請セット、療養費装具郵送申請セット、任意継続郵送申請セットの作成	②-4 WEBアンケートを通じた理解度向上への取り組み
区分 <small>(新規・継続)</small>	継続	継続	【新規】	継続
事業目的	事業の定期的なお知らせや制度全般に関する周知広報	制度全般に関する周知広報	限度額適用認定証の使用促進、各種申請の郵送化促進	加入者の理解度向上
事業概要	日本年金機構が事業所に毎月送付する保険料納入告知書に支部広報誌を同封してもらい、全事業所へ送付する。	協会けんぽの事業を広く知ってもらうため、総合パンフレットを作成し、新規適用事業所を中心に配布する。	限度額適用認定証の使用促進や各種申請の郵送化促進を図るため、申請セットを作成し、配布する。	WEBを用いて加入者へアンケート調査を実施する。支部事業に対する加入者の理解度の現状把握と、啓発や教育的要素も取り入れて理解度向上へつなげる。また、加入者ニーズの把握や広報事業の効果検証にも活用し、PDCAを回してより効果的な事業を展開する。
実施時期	毎月	通年	4月	7月～8月
経費	1,567千円	82千円	638千円	1,586千円

分野	支部医療費適正化等予算		
区分	②広報・意見発信経費		
事業名	②-5 WEB広告を用いた広報(けんぽチャレンジ25)	②-6 メールマガジンの魅力を高めるランディングページ(特設サイト)の作成	
区分 (新規・継続)	継続	【新規】	
事業目的	適正受診の向上	メールマガジンの登録者数および開封率の向上	
事業概要	WEB広告主体とした適正受診(正しい医療のかかり方)などの広報を行い、効果的に医療費適正化を推進する。	メールマガジン紙面に目を引く新たな特設コーナー(新企画)などをつくることで、秋田支部のメールマガジンの登録者数及び開封率を向上させ、訴求力を高める。	
実施時期	9月～11月頃	毎月	
経費	2,634千円	1,254千円	

分野	主な支部保健事業経費			
区分	③健診経費			
事業名	③-1 事業者健診データの提供に係る「同意書」の取得	③-2 事業者健診結果データ取得等業務委託	③-3 被扶養者に対する集団健診	③-4 生活習慣病予防健診および特定健診の受診勧奨
区分 (新規・継続)	継続	【新規】	継続	継続
事業目的	同意書および事業者健診結果データの取得	同意書および事業者健診結果データの取得	特定健診受診率の向上	生活習慣病予防健診および特定健診受診率の向上
事業概要	<p>①同意書の未提出事業所に対して、秋田県健康福祉部、産業労働部、秋田労働局との4者による連名文書を送付し、事業者健診データの提供依頼に係る同意書の提出勧奨を行う。</p> <p>②秋田県総合保健事業団にて事業所へ送付する健診のパンフレットに同意書の提出勧奨文書等を同封する。</p>	生活習慣病予防健診の受診が伸びず定期健康診断の受診が多い状況の中、紙媒体での健診結果の取得が増加傾向にあるため、外部委託により同意書および結果データの取得を行う。	被扶養者に対する集団健診を実施し、未受診者に対する広報および健診を実施する。県北（2日）、中央（4日）、県南（2日）、計8日の実施を予定。	生活習慣病予防健診等一斉発送の際に支部独自の印刷物を同封し、受診勧奨の効果を高める。
実施時期	通年	4月～3月	10月～2月	一斉発送時から通年
経費	46千円	7,002千円	1,707千円	1,927千円

分野	主な支部保健事業経費			
区分	③健診経費			
事業名	③-5 特定健診未受診者に対する受診勧奨	③-6 ミニのぼりを利用した医療機関内での受診勧奨	③-7 マスメディア等を利用した健診受診勧奨	③-8 ターゲットを絞った特定健診受診勧奨
区分 (新規・継続)	継続	【新規】	継続	継続
事業目的	特定健診受診率の向上	特定健診受診率の向上	生活習慣病予防健診および特定健診受診率の向上	特定健診受診率の向上
事業概要	特定健診未受診者にDMの送付や広告掲載による、受診勧奨を行う。	特定健診実施医療機関の協力を得て、特定健診に関するミニのぼりを医療機関のカウンター等に設置してもらい、医療機関内で特定健診の受診勧奨を行う。	低迷する健診受診率の向上を図るため、WEB広告やCM広告、フリーペーパーや情報誌への広告による広報など、マスメディアを利用したポピュレーションアプローチによる健診受診勧奨を実施する。	被扶養者の特定健診未受診者のうち、2年連続未受診者や本部提供の経年的な受診状況を反映させた勧奨対象者データを活用するなどターゲットを絞って、ナッジ理論を取り入れた訴求力の高い、効果的なDM広報を実施する。
実施時期	7月、1月	通年	4月・8月・3月	10月
経費	1,555千円	464千円	3,669千円	1,587千円

分野	主な支部保健事業経費			
区分	④保健指導経費		⑤重症化予防経費	
事業名	④-1 特定保健指導の実施率の向上	④-2 被扶養者に対する効果的な特定保健指導の勧奨案内	⑤-1 未治療者に対する受診勧奨	⑤-2 糖尿病性腎症患者の重症化予防対策
区分 (新規・継続)	継続	【新規】	継続	継続
事業目的	特定保健指導の新規開拓および終了者数の向上	特定保健指導の初回面談率の向上	未治療者の医療機関受診率の向上	糖尿病性腎症患者に対する重症化予防、QOLの向上、医療費適正化
事業概要	共同利用や訪問案内発送等の際に支部独自の印刷物を同封し、特定保健指導に対する受け入れ効果を高める。	被扶養者の特定保健指導対象者のうち未実施者に対して、ナッジ理論等の新しい理論や手法を取り入れた訴求力の高い広報を行うことによって、初回面談の実施率向上を図る。	健診結果が再検査(血圧や血糖が高値等)となった方に対して、重症化する前に医療機関を受診するよう電話や文書により勧奨を行う。電話勧奨については外部委託を実施する。	大館市立総合病院の医師より協会けんぽ加入者で糖尿病性腎症患者を紹介してもらい、外来終了後に、院内管理栄養士と協会けんぽ保健師が保健指導を実施する。
実施時期	通年	8～9月	通年	通年
経費	2,203千円	584千円	4,063千円	187千円

分野	主な支部保健事業経費			
区分	⑥コラボヘルス事業経費		⑦情報提供ツール	⑧その他保健事業経費
事業名	⑥-1 健康経営宣言事業所等の宣言取組み支援	⑥-2 運輸業団体と連携したコラボヘルス	⑦-1 健康経営宣言の推進事業	⑧-1 地方自治体等と連携した健康づくりイベントによる啓発事業
区分 (新規・継続)	継続	継続	継続	継続
事業目的	健康経営宣言の取組みに対する支援、健康経営の推進	運輸業団体と連携した事業所における健康づくりの推進、健康経営宣言の普及	健康経営宣言事業所数の拡大	加入者の健康づくり啓発及び関係機関との連携強化
事業概要	健康経営宣言して健康づくりに取り組んでいる事業所担当者の方から、「健康づくりに取り組むための啓発資料がほしい」、「他の事業所の取組み事例を知りたい」などの声が多数聞かれることから、健康づくりに関する資料の配布等を行うことによって、宣言後の取組みに対する支援を実施する。	業種別にみると運輸業の健康リスクが特に高いことに着目し、協定締結先である秋田運輸支局・バス協会・トラック協会・ハイヤー協会と協力連携して、運輸業界に特化した広報紙「ニュースレター」を作成・配布するとともに、運輸業界における健康経営宣言の普及を図る。	宣言事業所数は着実に増加しているものの、更なる拡大を図るため、保健指導時の勧奨、DM等による案内、電話勧奨、各種研修会の場での勧奨を実施する。	共同で健康づくり事業を推進することが効果的であること、また、他団体との良好な関係構築の観点から、自治体や関係団体と連携した事業を展開する。 ①秋田市と共同で健康フォーラムを開催 ②秋田県と共同で受動喫煙防止フォーラムを開催 ③関係団体と連携して、イベント等でのブース出展や広報物の配布
実施時期	通年	6月、9月、12月、3月	通年	上記①(10月)、上記②(6月・11月)、上記③(3月)
経費	2,255千円	546千円	838千円	529千円

分野		主な支部保健事業経費			
区分	⑧その他保健事業経費				
事業名	⑧-2 受動喫煙防止啓発による禁煙促進事業	⑧-3 たばこの害や禁煙外来等に関する広報ポスターの作成	⑧-4 WEB媒体を利用した県民ヘルスリテラシー向上	⑧-5 歯と口腔の健康づくり事業	
区分 (新規・継続)	継続	【新規】	【新規】	継続	
事業目的	喫煙者の減少	喫煙者の減少	喫煙者の減少、減塩者の増加、運動者の増加	歯周病、糖尿病等の予防	
事業概要	<p>受動喫煙などの喫煙による害の啓発や受動喫煙防止施設の登録拡大に取り組む。</p> <p>①母子手帳等への受動喫煙の害に対して広告掲載 ②子どもを介した親への啓発を行うため、小学校の授業で講演、リーフレットの配布 ③県と共同で実施している受動喫煙防止施設登録認定事業で、事業所に対して受動喫煙防止宣言ミニのぼりを配布。</p>	<p>わかりやすくタバコの害や禁煙を伝えるポスターを作成し、事業所への配布する。勤務先でのポスター掲示は、日々の業務の中で目に留まる機会が多く、喫煙者への直接の送付物よりも情報発信の持続性が高いのがメリットである。</p> <p>たばこの害や禁煙外来等をわかりやすく伝えるためポスターを作成、事業所へ配布し、禁煙の促進を図る。</p>	<p>第2期データヘルス計画に基づき、加入者のヘルスリテラシーを高めるため、禁煙・減塩・運動に関する動画を作成してWEBを通じた啓発を図る。</p>	<p>秋田県歯科医師会、秋田県口腔支援センターと連携し、歯周病と糖尿病に関する啓発活動と歯科健診、歯科に関する保健指導を実施する。</p>	
実施時期	上記①(4月)、上記②(4月・9月)、③(通年)	通年	下期	5～3月	
経費	421千円	710千円	3,850千円	779千円	